

主 な 保 証 資 金 一 覧 表

令和3年11月1日現在

		長 期 資 金							
		制		度					
資 金 名		農業近代化資金		農業改良資金		青年等就農資金		スーパーL資金	
融 資 機 関		農業協同組合、信農連 銀行、信用金庫等		日本政策金融公庫（転貸）		日本政策金融公庫（転貸）		日本政策金融公庫（転貸）	
対 象 者		認定農業者 認定新規就農者 集落営農組織	その他	エコファーマー、農商工等連携促進 法・農林漁業バイオ燃料法・米穀新 用途利用促進法・六次産業化法の認 定を受けた農業者等		認定新規就農者		認定農業者	
限 度 額	個 人	1 8 百万円 (特認 2 0 0 百万円)		5 0 百万円		3 7 百万円 (特認 1 0 0 百万円)		3 0 0 百万円 (特認 6 0 0 百万円)	
	法 人	2 0 0 百万円		1 5 0 百万円				1, 0 0 0 百万円 (特認 2, 0 0 0 百万円)	
保 証 料 率		年0.12%～年0.33%		年0.21%～年0.33%		年0.30%		年0.21%～年0.60%	
償 還 期 限		資金使途に応じて7～20年 (据置2～7年)以内		1 2 年 (据置3～5年)以内		1 2 年 (据置5年)以内		2 5 年 (据置10年)以内	
特 記 事 項		<p>農業者の資本装備の高度化、経営の近代化を図るための必要な資金です。</p> <p>農業所得が総所得の過半または農業粗収益が200万円以上の個人、農業売上額が総売上上の過半または農業粗収益が1,000万円以上の法人（5年以内に達成見込みの法人を含む。）も貸付対象者です。</p> <p>利子補給により低利で借入可能です。</p> <p>資金使途について、農地取得が対象外、原則として事前着工はできません。</p> <p>保証料は原則として融資時に一括してお支払いいただきます。</p>		<p>農業経営における生産・加工・販売の新部門の開始や、品質・収量の向上、コスト・労働力の削減のための新たな取組みを支援する無利子の資金です。</p> <p>基金協会は、融資機関が日本政策金融公庫から借り入れし、農業者等へ転貸する場合に保証します。</p> <p>保証料は原則として融資時に一括してお支払いいただきます。</p>		<p>新たに農業経営にチャレンジする認定新規就農者を支援する無利子の資金です。</p> <p>基金協会は、融資機関が日本政策金融公庫から借り入れし、認定新規就農者へ転貸する場合に保証します。</p> <p>保証料は原則として融資時に一括してお支払いいただきます。</p>		<p>認定農業者の自主性と創意工夫を活かした経営改善を総合的に支援する資金です。</p> <p>基金協会は、融資機関が日本政策金融公庫から借り入れし、認定農業者へ転貸する場合に保証します。</p> <p>保証料は原則として融資時に一括してお支払いいただきます。</p>	

※金利については融資機関にお問い合わせ下さい。

令和3年11月1日現在

		長期資金			
		制	度	資	金
資金名		経営体育強化資金	農林漁業セーフティネット資金	農業経営負担軽減支援資金	大家畜・養豚特別支援資金
融資機関		日本政策金融公庫（転貸）	日本政策金融公庫（転貸）	農業協同組合、信農連 銀行、信用金庫等	農業協同組合、信農連 銀行、信用金庫等
対象者		主業農業者、農業参入法人、集 落営農組織	認定農業者、認定新規就農者、 主業農業者、集落営農組織	一定の要件を満たす農業者	一定の要件を満たす酪農・肉 用牛・養豚経営を営む者
限度額	個人	主業農業者（個人）、農業参入 法人 150百万円	一般 6百万円以内 （特認 年間経費等の12 分の6）	営農負債残高 （貸付金利5%以下の制度資 金を除く。）	「大家畜（養豚）経営改善計画」 の借入計画額
	法人	主業農業者（法人）、集落営農 組織 500百万円			
保証料率		年0.21%～年0.60%		年0.65%～年0.95%	年0.65%～年0.95%
償還期限		25年 （据置3年）以内	10年 （据置3年）以内	10年以内、特認15年 （据置3年）以内	大家畜 一般15年 特認25年以内 養豚 一般7年 特認15年以内 （据置3～5年以内）
特記事項		<p>意欲と能力をもって農業を営む方の前向き投資等を支援する資金です。</p> <p>基金協会は、融資機関が日本政策金融公庫から借り入れし、主業農業者等へ転貸する場合に保証します。</p> <p>保証料は原則として融資時に一括してお支払いいただきます。</p>	<p>災害や社会的・経済的な環境変化の影響を受けた方の資金繰りを支援する資金です。</p> <p>基金協会は、融資機関が日本政策金融公庫から借り入れし、認定農業者等へ転貸する場合に保証します。</p> <p>保証料は原則として融資時に一括してお支払いいただきます。</p>	<p>農業経営の改善を積極的に推進しようとする者に対し、既往債務の負担の軽減を図る資金です。</p> <p>利子補給により低利で借入可能です。</p> <p>融資機関の特別指導員の配置、指導班会議、指導班連絡会議の定期的開催による経営改善計画の進捗管理が行われます。</p> <p>保証料は原則として融資時に一括してお支払いいただきます。</p> <p>原則として担保、必要により保証人が必要になります。</p>	<p>負債の償還が困難な畜産経営に対し、長期・低利の借換資金を融通するとともに、経営改善指導の支援をする資金です。</p> <p>本資金の融通は平成30～令和4年度までで資金の貸付日が定められています。</p> <p>保証料は融資時に一括してお支払いいただきます。</p> <p>原則として担保、必要により保証人が必要になります。</p>

令和3年11月1日現在

		長期資金		長期資金	
		制度	資金	一般	資金
資金名		家畜疾病経営維持資金	畜産経営体質強化支援資金	アグリマイティー資金	担い手強化資金
融資機関		農業協同組合、信農連 銀行、信用金庫等	農業協同組合、信農連 銀行、信用金庫等	農業協同組合、信農連	農業協同組合
対象者		一定の要件を満たす酪農・肉用牛・養豚・家きん・めん羊・山羊経営を営む者	畜産クラスター計画における中心的な経営体または認定農業者のうち酪農・肉用牛・養豚経営を営む者	農家組合員、農業者等	認定農業者（個人） 農業法人、集落営農組織
限度額	個人	経営継続資金、経営維持資金 経営維持計画の借入計画額 経営再開資金 20百万円（個人） 80百万円（法人）	一定の制度資金を除く借換対象資金の借入残高	農業協同組合が定める限度額	農業協同組合が定める限度額
	法人				
保証料率		年0.37%～年0.43%	年0.43%～年0.63%	年0.33%	年0.33%
償還期限		7年 (据置3年)以内	酪農・肉用牛 25年(据置5年)以内 養豚 15年(据置5年)以内	10年以内 (最長20年以内)	25年以内 (耐用年数の範囲内)
特記事項		口蹄疫等の家畜伝染病発生により深刻な影響を受けた畜産経営に対し、経営再開等に必要な低利な資金です。 本資金の融通は平成29～令和3年度までです。 保証料は融資時に一括してお支払いいただきます。	意欲ある畜産農家の経営発展に向けた投資意欲を後押しするため、既往負債の償還負担を軽減する長期・低利の一括借換する資金です。 借入当初の5年間は無利子となります。 保証料は融資時に一括してお支払いいただきます。	農業者すべてを対象とした制度資金を補完する農業協同組合のプロパー資金です。 農業分野に関するほとんどのニーズに対応できるオールマイティーな資金です。 保証料は原則として融資時に一括してお支払いいただきます。	認定農業者、農業法人、集落営農組織を対象とした制度資金を補完する農業協同組合のプロパー資金です。 広く農業の担い手に対応します。 保証料は原則として融資時に一括してお支払いいただきます。

令和3年11月1日現在

		長期一般資金			
		資	資	資	金
資金名		営農サポート資金	J Aバンク 自然災害対応特別資金	J A 農業経営維持継続資金 (危機対応)	農機ローン
融資機関		農業協同組合	農業協同組合	農業協同組合	農業協同組合
対象者		営農ローンの極度額を見直す者 または債務を相続し借換をする者	自然災害により直接的または間接的に被害を受けた農業者等組合員	大規模災害等により農業経営に影響が生じているまたは生じるおそれがある農業者等組合員	農業者（個人）
限度額	個人	5百万円以内 かつ既存営農ローン契約極度額以内	原則5百万円以内	既往債務残高に農業経営の改善に必要な資金を合算した金額	5百万円
	法人				
保証料率		年0.44%	年0.29%	年0.50%	年0.36%~0.44%
償還期限		15年以内	10年（据置3年）以内 被害・損失状況に応じ最長 15年（据置3年）以内	15年（据置3年）以内	5年以内 （耐用年数5年超過の場合はその年数まで）
特記事項		<p>営農ローンの借換資金です。 集落営農組織加入または経営規模縮小等に伴い、極度額を見直す必要がある農業者等、契約者の死亡に伴い、その債務を相続し、借換を希望する方を貸付対象者としてします。 保証料は原則として融資時に一括してお支払いいただきます。</p>	<p>自然災害により被害を受けた農業者等に対し、農業経営に必要な経営資金等を迅速に融通し、経営の早期安定を図ることを目的とします。 農畜産物等の損失額を限度とする運転資金や農業関連施設の損壊による補修・復旧等に要する費用に対応します。 保証料は原則として融資時に一括してお支払いいただきます。</p>	<p>国内外の金融秩序の混乱または大規模な災害、テロリズムもしくは感染症等（大規模災害等）により経営に影響が生じている農業者等に対し、経営の維持継続および経営改善に必要な資金を融通することを目的とします。 大規模災害等は、国の事業の農業信用保証保険基盤強化事業により農林水産省経営局金融調整課長が定めます。 保証料は農業信用保証保険基盤強化事業により5年間免除されます。6年目以降は分割してお支払いいただきます。</p>	<p>農業機械、農業用トラック、除雪機、購入時の付属部品等、農業機械全般が融資対象で、迅速に対応できる農業協同組合のローンです。 他金融機関等の農機具ローンの借換えにも対応します。 保証料は融資時に一括してお支払いいただきます。 全農県本部取扱いの農業機械を購入する場合、全農県本部が保証料を全額負担する制度があります。</p>

令和3年11月1日現在

		長期資金	
		一般	資
資金名		J A農機ハウスローン	銀行資金
融資機関		農業協同組合	銀行、信用金庫等
対象者		農業者（個人、法人）	農業者等
限度額	個人	18百万円	銀行等が定める限度額
	法人		
保証料率		年0.44%	年0.44%
償還期限		10年以内 (法定耐用年数以内)	銀行等が定める期間内
特記事項		<p>農機具、ハウス建設費用や大型機械導入等にも迅速に対応できる農業協同組合のローンです。</p> <p>他金融機関等の農機具ローンの借換えにも対応します。</p> <p>保証料は原則として融資時に一括してお支払いいただきます。</p>	<p>銀行、信用金庫が取り扱う農業資金です。</p> <p>保証をご利用の際は、借入者の方に当協会の会員に加入していただきます。</p> <p>保証料は融資時に一括してお支払いいただきます。</p> <p>借入金額や償還条件等については、提携商品もありますのでご利用の融資機関にご相談願います。</p>